

明世小学校いじめ防止基本方針

担当 生徒指導主事

<基本的な構え>

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「明世小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ問題への基本的な方針

(1) 基本理念

<学校としての基本的な姿勢>

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

(2) いじめの定義と認知

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法（第2条）」より）

- ・ いじめとは、いじめられた児童の「心身の苦痛」である。
- ・ いじめの認定にあたっては、いじめられた児童の立場に立ち、いじめられた児童の心に寄り添って行う。
- ・ 被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考える。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。
- ・ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(3) いじめ7つの特質（いじめの理解）

- ① いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るものである。
- ② いじめは、目に見えにくいものである。一見、ただのけんかや遊びに見えるものもある。
- ③ いじめの様態は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ④ いじめは、人に相談しにくいものである。
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある。
- ⑥ 「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係していることがある。
- ⑦ いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわる。

(4) いじめ防止の三原則

- | |
|--|
| <p>① 教師がいじめに正面から向き合う</p> <ul style="list-style-type: none">・教師は日常から児童の表情や様子に細心の注意を払う。・いじめを発見したときには、教師が積極的に介入し、いじめ解決の先頭に立つ。・事実真正面から立ち向かい、その解決に向けて組織的に取り組む。 <p>② いじめを複雑化・深刻化させない</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの言動を「いやがらせ」や「けんか」などと考えて対応を先送りにしたり、指導や見届けのタイミングを逸したりしない。・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる「重大事態」に進行する前に、いじめを断固阻止する。 <p>③ 早期発見・早期対応・早期解決</p> <ul style="list-style-type: none">・児童のささいな変化やサインを見逃さない。・特に、いじめは大人が気付きにくい形で行われることを十分に認識する。・発見した場合は、素早くスピード感をもって対応する。 |
|--|

2 いじめを未然に防止するために

～ いじめ防止のために日頃から大切にしている教育活動や取組 ～

(1) 児童に対して

<「いじめをしない・許さない」という心を育てるための基本姿勢>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような学級づくり、自分の居場所を感じられるような学級経営に努める。(自己有用感を育てる)
- ・児童一人一人の思いや願いが反映された学級の「思いやり宣言」を話し合って決める。
- ・学級のルールを守るといった規範意識を醸成し、児童との信頼関係を深める。
- ・「分かる」「できる」授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・1時間1課題で進める授業等、めあてや目標、振り返りのある授業を行うことで、児童が自己実現を図るよう努める。
- ・児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む「いい命の日」の取組や道徳教育・学級活動を充実させる。
- ・情報機器を利用する場合のルールやモラルについて学習し、ネットいじめ等の予防を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を高めるために、朝の会等では、いじめに関する講話や説話、児童のよいこと見つけ等を日頃から意識的に行う。
- ・見て見ぬふりをするのはいじめを助長していることにつながることを、いじめを見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 学校全体として

<「いじめをさせない・見逃さない・許さない」職員の意識を育てる基本姿勢>

- ・教員の「いじめは決して許さない」という姿勢をさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・いじめの構造やいじめ問題への対処等、いじめについての理解を深める校内研修を行い、教職員の理解と実践力を深める。また、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・いじめに関するアンケート調査を年間5回実施し、それをもとに児童と面談(学期に1回の教育相談)を行う。その結果と児童の様子について教職員全体で共有する。

- ・「ひびきあいの日」を実施し、思いやり・人権に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 保護者・地域に対して

<「いじめを見逃さない・ともに考える」協力体制をつくるための基本姿勢>

- ・児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切である。学校だより、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝え、理解と協力を依頼する。
- ・情報機器やゲーム機を利用する場合のルールやモラルについて研修や啓発を行い、ネットいじめ等の予防を図る。

3 いじめを早期発見するために

<いじめの早期発見のための方策>

- ・学校生活(授業、休み時間、給食の時間、掃除の時間、ビカリア活動、学校・学年行事、登下校時等)における児童を見るチェックポイントを決定し、全教職員で問題の早期発見に心がける。
- ・家庭や地域での生活で、児童を見るチェックポイントを決定し、内容を保護者や地域の指導者に知らせ、早期発見のための連携を密にとる。
- ・定期的にいじめアンケート・心のアンケートを実施し、実態を探る。

<つかむ>

- ・学校は、本人や保護者のいじめ問題の訴えを共感的な態度で受け止める。
- ・学校は、スポーツ少年団・学童の指導者や地域の人々からのいじめの情報を誠意をもって受け取る。
- ・教師は、いじめは常に存在するという危機意識をもって児童に接する。
- ・教師は、いじめに関するどんな噂も聞き逃さないよう児童に接する。
- ・心のアンケート、いじめアンケートを年間5回程度実施し、児童の悩みの把握に努める。

4 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・教育相談年間計画 参照

5 いじめに対して早期に対応するために

<いじめ発見後の早期対応のための方策>

①管理職への報告

- ・緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
- ・管理職(校長・教頭)へ報告する。
- ・情報提供者に迷惑がかからない配慮をする。

②対応体制の確立

- ・校長(教頭・生徒指導主事)を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
- ・事実関係把握までの手順・役割分担・内容を、個人名レベルで明確にし、確実に把握できるようにする。

③事実関係の把握

- ・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
- ・被害者・加害者・関係者（観衆・傍観者）を個別に、できるだけ同時進行で行う。
- ・聞き取り途中での情報集約をし、ズレや秘匿を極力減らして、全体像を把握する。

④対応方針の決定

- ・被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認する。
- ・いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に対応を開始する。

6 いじめを確実に解決するために

<いじめを確実に解決するための方策>

①被害者・保護者に対して

- ・徹底して被害者の立場に立って対応する。

②加害者・保護者に対して

- ・いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、加害者の今後の生活についても前向きに取り組ませる。

③観衆・傍観者に対して

- ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。

④PTAや保護者・地域との連携

- ・周囲の多くの大人たちに対しても、危機感をもち温かい目で連携して見守るという意識をもてるようにする。

<いじめの解消>

次の2つの要件が満たされていることをもって、「いじめが解消している」こととする。ただし、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」が少なくとも3ヶ月以上は止んでいること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

7 校内体制について

<いじめを未然防止し、早期発見・早期対応・早期解決するための校内体制>

- ① 校内組織に「いじめ未然防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーとする。
- ② 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することをを行う。
- ③ いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ④ 学校評価においては、年度毎の取組について、アンケート調査、教職員の評価等を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

<資料の保存期間>

- ① アンケートの原本(データ)の保存期間は、当該児童が卒業するまでとする。
- ② アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次的資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。(指導要録に準ずる)
- ③ 必要に応じて中学校に引き継ぐ。

8 重大事態への対応

<「重大事態」の認定>

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
 - ・ ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったとき
 - ・ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

<重大事態の報告>

- ・ 重大案件が発生した場合には、直ちに瑞浪市教育委員会に報告する。

9 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

<関係機関との連携に関わる基本的な内容>

- ① いじめの事実を確認した場合の瑞浪市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、瑞浪市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ② 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切である。PTAや地域の会合等で、いじめ問題など児童の健全育成についての話し合いを進める。

付記 令和3年3月改訂